

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和5年度)

第2清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	3173.78	3545.12	3781.10	3053.82	2854.90	3131.34	3673.38	3394.26	3159.56	2755.30	3408.02	2839.26
残滓搬出量	390	290	550	264	300	320	390	460	410	400	370	380

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	12	31	30	2	4	30	22	30	—	27	12	31
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	915	915	914	906	909	916	917	912	—	916	917	918
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	173	174	174	174	173	175	175	174	—	173	174	174
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	2	2	2	0	2	2	2	1	—	2	2	2
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	27	—	18	25	29	—	21	28	30	13	24	1
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	909	—	898	902	899	—	904	904	905	901	908	908
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	175	—	174	175	177	—	174	174	175	174	175	175
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	3	—	2	1	1	—	2	1	2	1	2	2
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置

○注:BFとはバグフィルタの略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均再燃室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突出口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月25日	6月28日	9月6日	10月12日	1月11日	2月22日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			5月19日	7月19日	9月27日	11月2日	2月2日	3月15日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	8月2日	—	11月16日	—	—	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.15	g/m <sup>3</sup> N	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m <sup>3</sup> N/h	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm	9未満	9未満	8未満	8未満	8未満	8未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	36	54	64	23	65	34	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m <sup>3</sup> N	—	0.005未満	—	0.005未満	—	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m <sup>3</sup> N	—	0.005未満	—	0.005未満	—	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	—	0.00000039	—	0	—	—	ダイオキシン類対策特別措置法

項目 / 焼却炉			2号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突出口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月25日	6月28日	8月1日	10月12日	1月11日	2月22日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			5月19日	7月19日	8月22日	11月2日	2月2日	3月15日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			5月30日	—	9月11日	—	—	—	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.15	g/m <sup>3</sup> N	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m <sup>3</sup> N/h	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm	8未満	8未満	7未満	8未満	7未満	8未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	36	56	50	33	54	26	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	—	0.005未満	—	0.005未満	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	—	0.005未満	—	0.005未満	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.00000038	—	0.000033	—	—	—	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られたい順次記載いたします。